

中核市移行庁内検討会議報告書（要約版）

1 中核市制度について

(1) 中核市とは

中核市は、指定都市以外の都市で規模、能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できるだけ住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するべく設けられたものであり、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理する方が効率的な事務などを除いたものを処理することができ、中核市の一部の事務については、都道府県知事の承認、許可、認可等を要しない特例が設けられている。

(2) 中核市要件について

人口 30 万人以上

これまで人口 50 万人未満の場合にあつては、面積 100 平方キロメートル以上を有することとされていたが、平成 18 年 6 月 7 日に地方自治法の一部が改正され、面積の要件が廃止された。

○ 法改正により新たに中核市要件を備えた都市（13 市）

越谷市、川口市、所沢市、松戸市、市川市、町田市、藤沢市、枚方市、豊中市、吹田市、尼崎市、西宮市、那覇市

○ 参 考

中核市 35 市（平成 19 年 4 月 1 日現在）

2 中核市に移行することによる新たな事務等の概要

(1) 県からの移譲事務の概要（平成 18 年 10 月 兵庫県調査をもとに尼崎市が作成）

事務の区分	移譲項目数	現在の処理状況		
		経 由	全部委任	一部委任
民生行政に関する事務	273	67	6	18
保健衛生行政に関する事務	80	10	30	1
環境行政に関する事務	94	0	0	0
都市計画・建設行政に関する事務	41	10	13	0
産業・経済行政に関する事務	—	—	—	—
文教行政に関する事務	25	24	0	0
その他の事務	20	14	0	0
計	533	125	49	19

※ 産業・経済行政に関する事務については、既に移譲済で該当項目なし

※ 現在、経由等の処理を行っていない事務は 340 項目

(2) 県からの移譲事務以外の新たな事務等

① 外部監査

都道府県、政令指定都市と同様に包括外部監査の実施が義務付けられる。

② 救助隊の編成、装備の高度化

消防法の規定に基づく省令により、高度救助隊の設置、高度救助用器具の配備が求められる。

③ 景観行政団体の指定

景観法に基づく景観行政が可能となる。

3 事務・権限の移譲がもたらす効果

(1) 行政サービスの効率化

県、市の2段階で処理している事務を市だけで行うことで、事務の処理時間が短縮され、迅速で効率的な行政サービスの提供が可能となる。

(2) きめ細やかな行政サービスの提供

福祉など、市民の日常生活に係わりの深い分野の事務を市が行うことにより、市民ニーズに即したきめ細やかなサービスの提供が可能となる。

4 財政的影響

(1) 地方交付税の増加

平成18年度算定ベースでの試算で約25億円の増加見込み

(2) 県負担金・補助金等、歳入の影響額

平成18年度決算見込ベースでの試算で約15億円の減少見込み

(3) 歳出予算への影響額

平成18年度決算見込ベースでの試算で約7億円の増加見込み
(ただし、移譲事務以外の経費、人件費影響額は含まない。)

5 中核市移行に向けた課題

(1) 組織体制等

- ・ 新たな事務の増加に対応した職員配置、組織体制
- ・ 行財政構造改革推進プランを踏まえた事務の効率化等
- ・ 中核市移行に向けた全庁的な組織体制

(2) 職員の対応

- ・ 新たな事務に係る職員の専門的知識の取得
- ・ 一定期間の県との人事交流等による能力の向上

(3) 市民ニーズを反映した主体的なまちづくり

中核市移行を契機としたより市民ニーズを反映した主体的なまちづくりの推進。

(4) 条例・規則等の整備

制定・改廃が必要、もしくは可能となる条例・規則等の整備。

(5) 市民・事業者への周知

窓口の変更、事務処理方法、判断基準が変更されるもの等についての周知。

6 移行に向けた手続きについて

他都市の事例、総務省ヒアリングなどのスケジュールを参考にすると、中核市への移行については、移行に向けた庁内態勢の整備を行った上で、移譲事務についての県との協議、市議会及び県議会の議決、国の政令改正、条例・規則等の制定などの手続きが必要であり、本格的に中核市への移行事務を開始してから、2カ年度の取組期間が必要となる。

移行手続き初年度	
5月～12月	移譲事務（法定・県単独）についての県との協議 市民説明会等の実施
1～2月ごろ	総務省ヒアリング
2月	中核市移行申出の市議会議決

次年度

6月	中核市移行同意の県議会議決
8月	国への中核市指定申出
10月	中核市の指定に関する政令の改正
12月	中核市関連条例制定
1～2月	中核市関連規則・要綱整備
3月	県との事務引継書・協定書の締結 (翌4月1日から中核市へ移行)

7 まとめ

本市の厳しい財政状況や定数削減を進めている状況下で、中核市移行に伴う新たな事務に取り組むことについての議論はあったが、より地域に密着した基礎的自治体として市民サービスを向上させ、独自のまちづくりを主体的に担っていくべきである。むしろ、中核市移行を契機に、より主体的に事務の見直しを行うとともに様々な都市課題への対応や新たなまちづくりへの取組を進めるといった前向きな取組にしていくことが大切である。